

**中小企業信用保険法第2条第6項(②～④)の規定に  
基づく信用の収縮に係る認定について**

経済産業大臣により指定された大規模な経済危機・災害等による信用の収縮により売上高等が減少している中小企業者で、区長の認定を受けた場合、金融機関からの借入に対し、信用保証協会からの保証が一般保証に加え別枠で利用できます。

なお、利用にあたっては金融機関および信用保証協会の審査があります。

**認定の要件**

- 1 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること。
- 2 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情があること。
- 3 別に定める認定案件\*1に起因して金融取引に支障をきたしており、以下のいずれかの基準に該当すること。
  - ①直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、15%以上減少していること。
  - ②直近1か月の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍と比較して15%以上減少することが見込まれること。
  - ③直近1か月の売上高等が、令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して15%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年10月から12月の売上高等と比較して15%以上減少することが見込まれること。  
(最近1か月間は申請する月の前月分とします。)

\*1 認定案件は中小企業庁のホームページでご確認ください。

中小企業庁HP [http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_crisis.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_crisis.htm)

**必要書類**

1	法人/個人	申請書1枚
2	法人/個人	確認書1枚
3	法人/個人	確認書の各月売上高等を確認できる資料(試算表、総勘定元帳等) ※1】見込み月以外は単単位での各月の根拠資料(試算表等)が必要です ※2】決算書等の集計ベースと一致していることを確認できることが必要です。 例) 法人の場合: 法人税申告書等に添付の法人事業概況説明書と売上高を確認できる資料(前期分)が千円単位で一致する等 例) 個人の場合: 青色申告決算書の月別売上(収入)金額と売上高を確認できる資料(前期分)が一致する等 ※3】売上高等を導き出した経緯が確認できる明細があること
4	法人/個人	見込み売上高等を確認できる書類(売上計画表等) ※様式は任意です。
5	法人/個人	認定要件2を満たすことが確認できる書類
6	法人のみ	商業登記簿謄本(発行日から3か月以内の原本)
7	法人	法人税申告書・決算書・勘定科目内訳明細書等控一式
	個人	確定申告書・青色申告決算書等控一式
	※法人/個人 共通	※税務署受付印のあるもの、または電子申告の場合は「メール詳細(受信通知内容)」が必要です。
8	法人	法人実印(訂正印用です)
	個人	事業主の実印(訂正印用です)
9	法人/個人	許認可証、届出書等 ※許認可が必要な業種についてのみ

**留意点**

- ・認定日から協会受付まで30日を経過しますと、認定書を再度徴求していただくこととなります。
- ・特別区長から認定を受けた後、認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行うことが必要です。

〒111-0056 東京都台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター内1階  
受付: 産業振興課 融資担当 電話 5829-4128